役員選考委員会要項

第１条　この要項は、定款 22 条に定める役員の選挙について、必要な事項を定めることを目的とします。

第２条　理事、監事は総会において選出するものとします。

第 ３ 条　総会における役員選挙を円滑、慎重に行うために、役員選考委員会をおきます。

第４条　役員選考委員会は、総会の３ヶ月前に設置し、任期は総会終了までとします。

第５条　役員選考委員は、理事会より任命をされ、理事２名、組合員７名、合計９名で構成し、委員の互選により委員長を選出します。

第６条　役職選考委員会は、総会の２か月前までに組合員に対し、役員選挙の告示を行います。

第７条　役員に立候補しようとするもの及び役員の推薦をしようとするものは告示後１か月以内に役員選考委員会にその旨を申し入れるものとします。

第８条　役員は選任によって行います。

第９条　定款で定められた指名推薦では、役員選考委員会が役員に立候補したもの及び推薦されたものについて、その適性、活動条件及び組合を発展させる立場から審議し役員候補者指名推薦名簿を作成、それをもって総会に議案として提出します。

第 １０条　当選者が定まったときは、総会議長は直ちに当選者に当選の旨を通知し同時に当選の氏名を公告します。

付　則

この要項は、令和４年 12 月 11 日から施行する。